

京都府後期高齢者医療広域連合公印規則

平成19年2月8日

規則第1号

(目的)

第1条 京都府後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の公印の取扱い等に関し別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(公印の定義)

第2条 公印とは、庁名又は職名をもって発する公文書に用いる印章をいう。

(公印の名称等)

第3条 公印の名称、寸法、ひな型、使用区分及び個数は、別表のとおりとする。

(公印の保管等)

第4条 公印は、慎重に取り扱い、盗難、紛失、不正使用等の事故がないよう十分注意しなければならない。

(公印の保管者)

第5条 公印の保管及び使用の責任者は、総務課長とする。ただし、会計管理者印の保管及び使用の責任者は、会計管理者とする。

(公印台帳)

第6条 名称、寸法、印影その他必要な事項を登録するため、公印台帳（別記様式）を備えるものとする。

(公印の新調、改刻又は廃止)

第7条 公印を新調し、改刻し、又は廃止しようとするときは、広域連合長の決定を受けなければならない。

2 公印を新調し、又は改刻したときは、公印台帳に登録しなければならない。

(公印の使用)

第8条 公印を使用するときは、押印を要する文書に決裁済みの文書を添えなければならない。

2 公印は、所定の保管場所以外に持ち出してはならない。ただし、やむを得ない理由によるときは、この限りでない。

(印影の印刷)

第9条 広域連合長が必要があると認めるときは、公印の印影又はこれを伸縮したもの（以下「公印の印影」という。）の印刷をもって、公印の押印に代えることができる。

- 2 公印の印影を印刷しようとするときは、あらかじめ総務課長に合議したうえ、事務局長の決裁を受けなければならない。
- 3 公印の印影を使用しなくなったときは、印刷に使用した印影及び原版を速やかに廃棄するとともに、公印の印影を印刷した文書を厳重に保管しなければならない。

(電子公印)

第10条 電子計算機を使用して一定の字句及び内容の文書を作成する場合において、広域連合長が必要があると認めるときは、公印の押印に代えて電子計算機に記録した公印の印影を打ち出したもの（以下「電子公印」という。）を使用することができる。

- 2 電子公印を使用しようとするときは、あらかじめ総務課長に合議したうえ、事務局長の決裁を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により、公印の印影を記録した場合は、当該記録に使用した印影を直ちに廃棄するとともに、電子公印を使用しなくなったときは、速やかに当該公印の印影を消去しなければならない。

(市町村長による公印の印影の印刷等)

第11条 広域連合長は、事務の処理上、特に必要があると認めるときは、広域連合を組織する市町村の長（以下「市町村長」という。）に、公印の印影を印刷させ、又は電子公印を使用させることができる。

- 2 前項の規定により、市町村長に、公印の印影を印刷させ又は電子公印を使用させようとするときは、あらかじめ総務課長に合議したうえ、事務局長の決裁を受けなければならない。
- 3 広域連合長は、第1項の規定により市町村長に公印の印影を印刷させ、又は電子公印を使用させるに当たっては、公印の印影が適正に管理されるよう、必要な措置を講じるものとする。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、公印の取扱いに関し必要な事項は、
広域連合長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年4月1日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年11月1日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

公印の名称	寸法 (ミリメートル)	ひな型	使用区分	個数
京都府後期高齢者 医療広域連合印	方 24	京都府後期 高齢者医療 広域連合印	広域連合名をもってす るとき	1
京都府後期高齢者 医療広域連合長印	同	京都府後 期高齢者 医療広域 連合長印	広域連合長名をもって するとき	1
京都府後期高齢者 医療広域連合長印	方 12	京都府後 期高齢者 医療広域 連合長印	広域連合長名をもって するとき	1
京都府後期高齢者 医療広域連合長職 務代理者印	方 21	京都府後期 高齢者医療 広域連合長 職務代理者印	広域連合長職務代理者 名をもってするとき	1
京都府後期高齢者 医療広域連合事務 局長印	同	京都府後期 高齢者医療 広域連合 事務局長印	広域連合事務局長名を もってするとき	1
京都府後期高齢者 医療広域連合会計 管理者印	同	京都府後期 高齢者医療 広域連合 会計管理者印	広域連合会計管理者名 をもってするとき	1

別記様式（第6条関係）

公 印 台 帳

名 称			
寸 法		印 影	
書 体			
個 数			
使 用 区 分		備 考	
年 月 日調製			
年 月 日廃止			